

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月12日(木) 午前8時54分から午前9時51分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員(13名)
 - 農業委員 6名
 - 推進委員 7名
4. 欠席委員(なし)
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第19号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第20号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第21号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第22号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程9 議第23号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程10 議第24号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程11 議第25号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について
 - 日程12 議第26号山江村農用地利用集積計画(第4次)に対する意見決定について
 - 日程13 議題27号非農地証明願に対する認定について
 - 日程14 その他
 - 日程15 今後の行事
 - 日程16 閉会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 事務局係長

委員会会長。2ページから4ページまでが通知書と解約申出書、合意書の写しとなっております。(申請内容について説明)。5ページに地籍図を添付しておりますが、(申請地所在について説明)。解約理由としましては、もともと農業公社を介して契約を結んでいた借主が契約更新をせず返したことから新たな借り手を探していましたが、公社が預かる期限を過ぎたことから一旦解約することとなっております。今後、新たに借り手が見つかった場合は再度、新規契約を行うこととなります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第19号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第19号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第20号についてご説明いたします。総会資料の6ページをお開きください。議第20号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和4年5月12日提出、山江村農業委員会会長。7ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっております。

り、計3筆、合計面積が2,220㎡でございます。(申請人について説明)。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますが、今回の案件分と合わせて〇〇市の農地も3条申請した上で許可を得ていると本人の申し出と〇〇市農業委員会への照会でも確認しておりますので下限面積の要件は満たしております。8ページが申請書の写し、9ページから11ページまでが位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては申請者及び担当委員である会長と担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。5月6日9時20分より、譲受人、譲渡人の家族の方2人、事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地確認を行いました。(申請地所在について説明)。もう1つは〇〇インターチェンジの近くの合計2ヶ所になります。両方ともですね、以前から譲受人の方が耕作をされておりました、今後も耕作をされる予定であります。また、先ほども言われましたとおり親子間の贈与による所有権の移転でありますので問題はないかと思えます。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

意見ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは ないようですので採決をいたします。議第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議第20号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第21号についてご説明いたします。総会資料の13ページをお開きください。議第21号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求め。令和4年5月12日提出、山江村農業委員会会長。14ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。許可を受けようとする土地は、(申請地所在について説明)。譲渡人、譲受人共に〇区の方であり、親戚間での贈与となっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますが、今回の案件分と合わせて相続登記を進めている農地があるため、合わせて下限面積の要件は満たしております。15ページが申請書の写し、16ページから17ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては18ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては申請者及び担当農業委員と担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。5月6日金曜日ですね、午前9時35分より現地調査を行ってます。立会人として譲り渡し人の方、推進委員の〇〇さん、事務局の〇〇さん、そして私の4名で行っております。現地としましては、〇〇公民館のすぐ下にあります2枚目の田んぼで、よく管理されており、草刈りもよくしてありました。今回は所有権の移転ということですが、面積の方も3反以上に確保されているということでしたので何も問題ないと思いますので、どうぞよろしく願います。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長 はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長 私から質問よかですか。

担当推進委員 はい。

議長 これまでは譲渡人の方が耕作されていたということですか。

担当農業委員 去年からでしたもんね。

議長 去年から譲受人の方が耕作をされていたと。

担当農業委員 そうです。

議長 はい。わかりました。

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第21号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程8、議第22号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長 はい。それでは、議第22号について説明をいたします。総会資料19ページをご覧ください。議第22号「農地法第5条の規定による、許

可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和4年5月12日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、20ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。21ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧の通りでございます。資金につきましては、自己資金とのことで金融機関の残高証明書にて確認をしています。申請地の農地区分につきましては、人吉方面へ広範囲に農地が広がっていることから転用原則不許可の「第1種農地」となりますが、災害復旧により移転建設中の〇〇住宅が隣接していることから、不許可の例外にあたる集落接続により、転用可能であると判断いたしました。22ページ、23ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、代理として〇〇推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

白川会長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい。では説明いたします。5月6日金曜日、午前8時55分より現地にて立会いをしてきました。譲渡人の方、譲受人の方、〇〇推進委員、事務局係長、私の5名で行ってきました。場所はですね22ページの地図を見てもらうと分かりますけど、(場所について説明)。譲渡人の方が以前から維持管理ができなくなってきたということで、この譲受人の方とそういう話をされていたそうです。今、事務局係長から説明もありましたけれども、隣接する所に〇〇住宅が建つということで場所的にも問題ないのかと思います。一応、水路が流れているんですけども、そこは法面を作るのか、擁壁を建てるのか、そこは検討中とのことでした。埋め立てもするという事だったので。それと人吉側ですね、23ページの方、家があるんですけども手前にも少し農地があるんですけども、そこは耕作されてないそうなので、草払いくらいはされてますけど、そういうところも問題ないのかなと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。今、担当農業委員が言われた中で水路の件が出ていましたけれども、埋め立てをする時に村との協議というか、話し合いの中で水路を確保してから、掃除をしやすいように段をつけて作るようには言っておられました。人吉の方の隣地の説明は担当農業委員の方でよろしいと思

います。以上です。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第22号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第22号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9、議第23号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第23号について説明をいたします。総会資料の24ページをご覧ください。議第23号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和4年5月12日提出、山江村農業委員会会長。続きまして25ページをご覧ください。農地法第5条による農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。26ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧のとおりでございます。資金につきましては、自己資金とのことで金融機関の残高証明書にて確認をしております。申請地の農地区分につきましては、「農振農用地」、「甲種農地」、「第1種農地」、「第3種農地」、「第2種農地の1」のいずれにも該当しない10ha未満の小集団の生産力の低い農地の地域とみて、「第2種農地」であると判断されます。27ページから28ページに位置図、現況写真を添付して

おります。現地調査につきましては担当農業委員、担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。5月6日午前10時半より立会いを行っております。立会いには譲受人、渡し人、担当推進委員、事務局係長、私の5名で行っております。(申請地所在について説明)。譲受人の方は〇〇区の方で2年前の水害で災害に遭われて新しい住む場所を探しておられて、たまたま親戚であるところの譲渡人の方の畑を探されたということです。面積も500㎡以下ですので住宅には適しているかと思えます。以上です。

議長

はい。続きまして同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。議第23号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第23号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程10、議第24号「農地法第5条の規定による、許可申請に

対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

それでは、議第24号について説明をいたします。総会資料29ページをご覧ください。議第24号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和4年5月12日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、30ページをご覧ください。農地法5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。31ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧のとおりとなっております。資金につきましては、融資を受ける予定であり、住宅建築事業者を通して行われるということで現在のところ仮審査終了届の状態です。建築契約と同時に融資も正式申請されるということです。申請地の農地区分につきましては、「農振農用地」、「甲種農地」、「第1種農地」、「第3種農地」、「第2種農地の1」のいずれにも該当しない10ha未満の小集団の生産力の低い農地の地域とみて、「第2種農地」と判断されます。32ページから33ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては令和3年11月期総会案件で議第32号農業振興地域整備計画の変更について審議する際に担当委員と調査を行っているため、事務局で確認を行っております。(現地について説明) 33ページの現地写真のとおり不耕作地となっております。一般住宅の場合、500㎡程度と転用制限がありますが、法面に高さがあることや南側には高速道路からの排水路があることから安全面を考慮した保安スペースを設けるとのことで、実際の宅地有効面積は405.2㎡となります。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

3番農業委員

はい。すみません。ちょっとお聞きしたいんですけども。分筆という形ではなくて、安全面を配慮して実際に建てる面積は400ちょっとという形になるんですか。

事務局係長

はい。よろしいですか。先ほどもご説明しましたが、まず、村道側ですが3メートル近く法面が高いので、そちらの方から進入路を設けるということで計画の方は上がっております。実際の、もともと農地として使われていた上の段のですね、田んぼの方につきましては水田台帳からそちらの方は700㎡程度ということで、最初は分筆をされませんかという話をしていたんですが、南側の方が栗の木等もありまして、また水路側の方も法面が高いということで崩れた場合とかを考慮して、そちらか

らだいぶ引いた形です。宅地の方は造成するように計画したいということだったものですから、あとは所有者さんの意向もありまして今回分筆なしで1筆での、1筆すべてを宅地として転用するというので申請が上がっております。農振除外の方もそのようにして申請をしたということ聞いております。

3番農業委員

ありがとうございます。

議長

よろしいですか。

3番農業委員

はい。ありがとうございます。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、質疑・意見がないようですので採決をいたします。議第24号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第24号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程11、議第25号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは議第25号について説明をいたします。総会資料の34ページをご覧ください。議第25号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の2項の規定によ

り、山江村長から意見を求められたので、この計画について意見を求める。令和4年5月12日提出、山江村農業委員会会長。35ページが山江村長からの意見書についての照会の写し、36ページが変更箇所の明細でございます。(申請内容について説明)。変更理由といたしましては、〇〇市在住である申請人が令和2年7月豪雨で被災し、安全な住宅建築地を探していたところ知り合いの伝手で当該農地を紹介してもらい、そちらを転用したいとのことです。利用目的は個人住宅の建築。変更後の利用者は申請人でございます。農地転用の観点としましては、申請地の農地区分が、「農振農用地」、「甲種農地」、「第1種農地」、「第3種農地」、「第2種農地の1」のいずれにも該当しない10ha未満の小集団の生産力の低い農地の地域とみて、「第2種農地」であると判断しました。したがって、転用の見込みがあると見ております。37ページから40ページに所在を表す地図及び地籍図、41ページから44ページまでに現況写真を添付しております。45ページにありますとおり申請農地の面積はご覧のとおりであります。一部は水が染み出し宅地としても農地としても利用できないことから、住宅用地として実際有効となるのはおよそ500㎡、残地については保安スペースとして確保するため1筆すべてを除外したい、また除外後は転用したいとのことです。現地調査につきましては、申請人と所有者、担当農業委員、担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、立会いをしました担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。これも5月6日午前9時50分より現地調査を行っております。立会い人として譲受人、譲渡人の方、担当推進委員、事務局係長、そして私の5名で行っております。現地としましては、〇〇橋から手前50メートルくらいですかね、そのくらいの所にあるわけでございますけれども、少し高台にあるわけですが、今のところむた田ということで何の手入れもしてありませんでした。今までも10年位作付けしてなく、そのまま放置したような状況でございます。今回は農振を除外ということで、その後申請が通れば家を建てるということでしたので、ひとまず農振の除外ということで検討してもらいたいということでもあります。以上です。

議長

同様に立会いしました担当推進委員から何かございませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 農業委員の方、推進委員の方、それぞれ質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。それでは質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第25号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第25号につきましては、農業委員会の意見としては異議なしということで提出いたします。

議長 次に日程12、議第26号「山江村農用地利用集積計画（第4次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは議第26号についてご説明をいたします。総会資料の46ページをお開きください。議第26号「山江村農用地利用集積計画（第4次）に対する意見決定について」令和4年山江村農用地利用集積計画（第4次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和4年5月12日山江村農業委員会会長。47ページ、48ページが意見書の写し、49ページが総括表となっております。50ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定1件、使用貸借権の新規設定が1件の合計2件で案件の総面積は2,998㎡です。51ページは農地バンクを介した農用地利用集積計画の一覧となっております。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。総会資料の52ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手〇区の方、借り手が農業公社でございます。53ペー

ジをご覧ください。利用権を設定する土地は、(申請地所在について説明)。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。54ページ、55ページに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては出し手の方、借り手候補者の方、担当委員の会長職務代理者、担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。それではご説明いたします。5月6日10時10分、貸し手の方、借り手の方、事務局係長、担当推進委員、私の5名で現地確認を行いました。場所は54ページ、(申請地所在について説明)。現場はですね綺麗に管理されて問題ないと思います。ただ、1回お聞きしたことがですね、借地料がちょっと安いんじゃないかとお聞きしたところ、昔からこの金額でやっているから問題ないということでした。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権に新規設定 1 件 2 筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 2 筆分についてご説明いたします。総会資料の 5 6 ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方、借り手が〇〇村の方でございます。5 7 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は 5 年。賃借料の支払いにつきましては、使用貸借の為ありません。5 8 ページから 5 9 ページまでに地籍図・現況写真を、6 0 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、申請者、担当委員の会長職務代理者と担当推進委員と共に 5 月 6 日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者 はい。それではご説明いたします。同じく 5 月 6 日 1 0 時 1 0 分、貸し手の方、借り手の方、事務局係長、担当推進委員と私の 5 名で現地確認を行いました。場所は 5 4 ページの〇〇地区からですね、上のほうに約 1 キロメートルくらい行ったところが 5 8 ページの地図になります。現地もですね綺麗に管理されてました。去年くらいから〇〇村の方が作っておられるそうです。その前は何人かの方が作っておられたんですけど、高齢者とかお亡くなりになられたとかということで、去年から〇〇村の方が作ってらっしゃるみたいで。現場も綺麗に管理されていて問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分につきましては、原案のとおり可決します。以上2件、全事案とも全員参加となりましたので、議第26号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 次に日程13、議第27号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、議第27号につきましてご説明いたします。総会資料の61ページをご覧ください。議第27号「非農地証明願に対する認定について」農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和4年5月12日山江村農業委員会会長。62ページが非農地証明願の写しでございます。非農地を希望する農地は、(申請地所在について説明)。非農地となった時期や事由につきましてご覧のとおりとなっております。63ページに調査報告書を64ページ・65ページに地籍図、現況写真を添付しております。現況の詳細については63ページの報告書のとおりで、営農条件は著しく劣るものとみております。現地調査につきましては、申請者と担当農業委員、担当推進委員と共に5月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。5月6日10時50分より現地調査を行っております。立会いには、申請人の方、担当推進委員、事務局係長、私の4名で行っております。場所はですね64ページの写真で言いますと、(場所について説明)。その道向かいの畑なんです、面積が10㎡ない広さです。畑に

入る道もなく、トラクターとか耕運機も入らないような狭い土地であります。おそらく道路拡張に伴う残地だと考えられます。持ち主の方も高齢で後継者もいらっしゃいませんので非農地にしてもいいのかなと考えております。以上です。

議長 はい。同様に立会いをしました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。何もありません。

議長 はい。それでは、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。非農地証明の認定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長 次に日程14「その他」となっております。事務局より連絡をお願いします。

事務局係長 その他について説明。
○ホームページ用議事録について
○農業者年金改正のリーフレットについて
○総会終了後の研修について

議長 「その他」の方で事務局より連絡がありましたが、質疑・意見等ござ

いませんか。あったら総会終了後でもいいですので質疑していただきたいと思います。

議長

それでは次に、日程15「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程16「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会5月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和4年5月12日(木)午前9時51分

議長_____

委員_____

委員_____